

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間②のうち、昭和45年7月1日から同年8月1日までの期間における標準報酬月額を、6万円として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月5日から同年6月17日まで
② 昭和38年7月1日から45年8月1日まで

申立期間①について、当時の給与額とA株式会社（現在は、B株式会社）における標準報酬月額とを比較すると、標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、当時の給与額とC株式会社における標準報酬月額とを比較すると、標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和45年7月1日から同年8月1日までの期間における標準報酬月額については、オンライン記録では4万2,000円と記録されているところ、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、45年7月の月額変更において、申立人の標準報酬月額は6万円と記録されていることが確認でき、事業主は、当該期間について、6万円の標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を6万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、昭和38年7月1日から45年7月1日までの期間については、C株式会社に照会したが、当時の資料は保管していない

旨の回答をしていることから、申立人の当該期間に係る給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、C株式会社の複数の元同僚に照会したが、申立人の当該期間の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に係る供述を得ることができない。

申立期間①について、B株式会社に照会したが、当時の資料は保管していない旨の回答をしていることから、申立人の申立期間①に係る給与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者資格を取得し同学年（生年月日が昭和19年4月2日から20年4月1日まで）である同僚12人全員の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認できる。

さらに、A株式会社の複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間①当時の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に係る供述を得ることができない。

このほか、申立期間①及び②のうち、昭和38年7月1日から45年7月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和19年10月1日から21年10月30日までの期間について、申立人は、A株式会社（現在は、株式会社B）に勤務していたことが認められることから、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日を19年10月1日、資格喪失日を21年10月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D出張所における資格の取得日に係る記録を昭和23年8月20日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間④について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社E支店における資格の喪失日に係る記録を昭和25年7月1日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年6月20日から22年3月1日まで
② 昭和23年8月20日から同年11月1日まで
③ 昭和24年6月29日から同年8月1日まで
④ 昭和25年6月22日から同年7月1日まで

昭和15年2月にA株式会社に入社し、途中の兵役期間についても給与は会社から支給されており、47年8月の定年退職まで継続して勤務していた。年金記録に空白期間があるのはおかしいので、調査の上、訂正し

てほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持するA株式会社が昭和47年8月25日付けで発行した32年間にわたる永年勤続の「感謝状」から判断すると、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

また、F県が保管する申立人に係る兵籍簿などにより、申立人は昭和19年6月1日に陸軍に召集され、21年10月30日に召集解除されたことが確認できる。

さらに、国の所管局が保管するアメリカ軍作成の申立人に係る『ふ虜名票「BASIC PERSONNEL RECORD (Alien Enemy or Prisoner of War)」』には、申立人の職業は事務員である旨が記載されていることから、申立人が召集前は事務職員として陸上勤務していたことがうかがわれる。

加えて、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間について、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から21年10月30日までの期間について、申立人は、A株式会社における厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同社に係る被保険者資格の取得日は19年10月1日とし、資格喪失日は21年10月30日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記感謝状及び同僚の供述から判断すると、申立人はC社に継続して勤務し（同会本部から同会D出張所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを直接確認できる資料及び供述は無いも

の、申立人が所持するC社総務部庶務課の人事異動に係る寄せ書きが、昭和23年7月30日に作成されていることから判断すると、C社（本部）の資格喪失日である同年8月20日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社D出張所における昭和23年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3,900円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は既に廃止されており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、上記感謝状及び同僚の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社E支店から同社本店へ異動）、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを直接確認できる資料及び供述は無いものの、申立人の前後の異動記録を厚生年金保険被保険者記録から確認すると、月の初日に異動しており、当時、A株式会社においては月の初日に人事異動を行っていたと考えられることから、昭和25年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA株式会社E支店における昭和25年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管しておらず不明である旨を回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和16年6月20日から19年10月1日までの期間及び21年10月30日から22年3月1日までの期間について、C社は既に解散している上、株式会社Bは、当時の資料を保管しておらず不明

である旨を回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間③について、上記感謝状から判断すると、申立人がA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社は既に解散している上、株式会社Bは、申立期間当時の資料を保管しておらず不明である旨を回答しており、C社とA株式会社の間での人事異動に係る厚生年金保険の事務手続及び申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、C社D出張所及びA株式会社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に異動したと思われる複数の同僚について、申立人と同様に厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和16年6月20日から19年5月31日までの期間及び21年10月30日から22年3月1日までの期間並びに申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 16 日から同年 8 月 16 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社（現在は、B株式会社）のC案内所で勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いことが分かった。同社には高校を卒業してすぐに就職したので、当該期間も勤務しており、加入期間が1か月しか無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社に照会を行ったところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていない旨を回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社において申立期間同時に勤務していた複数の元従業員に照会したものの、申立人の勤務実態に関する具体的な供述を得ることはできない上、当該元従業員のうち同社C案内所に申立人と同時期に就職したと思われる2名の同僚は、いずれも申立人について記憶していないと供述している。

さらに、申立人の次の勤務先であるD社人事課が保管する人事記録には、同社に勤務するまでの職歴として、申立期間のうち、昭和33年5月22日から同年7月21日までの期間については、別の事業所で勤務した記載があり、申立てに係る事業所の職歴が記載されていないことが確認できる。

加えて、A株式会社が加入するE健康保険組合に照会を行ったが、昭和56年以前の書類は廃棄されており、申立人に係る記録は存在しない旨の回

答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。